特例承認に係る報告書の修正表

[販売] コミナティRTU筋注

[一般名] コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)

[申 請 者] ファイザー株式会社

[申請年月日] 令和4年8月8日

令和4年9月7日付の上記品目の特例承認に係る報告書について、下記のとおり修正を行う。この修正による審査結果の変更はない。

記

頁	行	修正後	修正前
特例承認に係る 報告書 p2	11	機器等法第 14 条の 3 第 <u>3</u> 項の規定に 基づき、医薬品医療機器等法施行令	1. 本剤は、承認に当たり、医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 2 項の規定に基づき、医薬品医療機器等法施行令第 28 条第 3 項各号に掲げる以下の義務を課すこととしたこと。
特例承認に係る 報告 p24	11	療機器等法第14条の3第 <u>3</u> 項の規定 に基づき、医薬品医療機器等法施行	1. 本剤は、承認に当たり、医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 2 項の規定に基づき、医薬品医療機器等法施行令第 28 条第 3 項各号に掲げる以下の義務を課すこととしたこと。

(下線部変更)

以上